

令和 5 年

第 2 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 5 年 6 月 7 日

閉会 令和 5 年 6 月 日

八 雲 町

令和5年第2回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	八雲町公告式条例の一部を改正する条例	
議 案	2	八雲町税条例等の一部を改正する条例	
議 案	3	八雲町火災予防条例の一部を改正する条例	
議 案	4	工事請負契約の締結について	
議 案	5	工事請負契約の締結について	
議 案	6	工事請負契約の締結について	
議 案	7	工事請負契約の締結について	
議 案	8	財産の取得について	
議 案	9	財産の取得について	
議 案	10	損害賠償額の決定について	
議 案	11	損害賠償額の決定について	
議 案	12	辺地に係る総合整備計画の変更について	
議 案	13	八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	
議 案	14	令和5年度八雲町一般会計補正予算（第3号）	
議 案	15	令和5年度八雲町水道事業会計補正予算（第1号）	
承 認	1	専決処分の承認を求めることについて	

議案第 1 号

八雲町公告式条例の一部を改正する条例

八雲町公告式条例（平成 17 年八雲町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(条例の公布) 第 2 条 略 2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に 掲示して行う。 八雲町役場前掲示場 八雲町役場熊石総合支所前掲示場 <u>八雲町役場熊石総合支所相沼泊川出 張所前掲示場</u> 八雲町役場落部支所前掲示場</p>	<p>(条例の公布) 第 2 条 略 2 条例の公布は、次に掲げる掲示場に 掲示して行う。 八雲町役場前掲示場 八雲町役場熊石総合支所前掲示場 八雲町役場落部支所前掲示場</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則
この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 2 号

八雲町税条例等の一部を改正する条例

(八雲町税条例の一部改正)

第 1 条 八雲町税条例(平成17年八雲町条例第54号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 略</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 前2項の場合において、これらの規定に</p>	<p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 略</p> <p>2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項及び前項の場合において、これら</u></p>

よる申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の町民税の徴収の方法)

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によつて徴収する。

2 略

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額及び道民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定に

の規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の町民税の徴収の方法等)

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 略

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額、個人の道民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条

よって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によつて徴収されないことになつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によつて徴収する場合にあっては特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によつて徴収する。

(1) 及び (2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について

の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1) 及び (2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与

給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の町民税

所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあつた場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の町民税を

を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったとき）にあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額の特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する

徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったとき）にあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項

第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収）

- 第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合

の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収）

- 第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務

においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 略
- (2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

- (1) 略
- (2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付し

2～4 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

（法人の町民税に係る不足税額の納付の
手続）

第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から

なければならない。

2～4 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書（同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

（法人の町民税に係る不足税額の納付の
手続）

第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月

1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3及び4 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

イ～ハ 略

ニ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 及び (3) 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受

を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3及び4 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

イ～ハ 略

ニ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 及び (3) 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けよ

けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）
第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

うとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）
第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第22項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第23項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第23項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第21項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第22項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第22項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。

り組むべき業種として同意導入促進基本計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する特例対象資産にあつては、0）とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 略

2～11 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

13 略

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 略

2～11 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

13 略

年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

2及び3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車両
番号の指定(次項から第8項までにおいて
「初回車両番号指定」という。)を受けた
月から起算して14年を経過した月の属す
る年度以後の年度分の軽自動車税の種別
割に係る第82条の規定の適用については、
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

2及び3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3
輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車両
番号の指定(次項から第4項までにおいて
「初回車両番号指定」という。)を受けた
月から起算して14年を経過した月の属す
る年度以後の年度分の軽自動車税の種別
割に係る第82条の規定の適用については、
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号

に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ(ロ)	3,900円	2,000円
第2号イ(ハ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号イ(ハ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号イ(ロ)	3,900円	3,000円
第2号イ(ハ)a	6,900円	5,200円

に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

	10,800円	8,100円
第2号イ(ハ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌

合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度ま

年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(ロ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(ハ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(ロ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(ハ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度ま

での各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナ

での各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナ

ウイルス感染症等の影響に対応するための
 国税関係法律の臨時特例に関する法律
 (令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)
 第5条第4項に規定する指定行事の中止
 若しくは延期又はその規模の縮小により
 生じた当該指定行事の入場料金、参加料金
 その他の対価の払戻しを請求する権利の
 全部又は一部の放棄を同条第1項に規定
 する指定期間内にした場合には、当該納税
 義務者がその放棄をした日の属する年中
 に法附則第60条第4項に規定する市町村
 放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第
 1項第3号に掲げる寄附金を支出したも
 のとみなして、第34条の7の規定を適用す
 る。

ウイルス感染症等の影響に対応するための
 国税関係法律の臨時特例に関する法律
 (令和2年法律第25号) 第5条第4項に規
 定する指定行事の中止若しくは延期又は
 その規模の縮小により生じた当該指定行
 事の入場料金、参加料金その他の対価の払
 戻しを請求する権利の全部又は一部の放
 棄を同条第1項に規定する指定期間内に
 した場合には、当該納税義務者がその放
 棄をした日の属する年中に法附則第60条第
 4項に規定する市町村放棄払戻請求権相
 当額の法第314条の7第1項第3号に掲げ
 る寄附金を支出したものとみなして、第34
 条の7の規定を適用する。

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 八雲町税条例等の一部を改正する条例(令和4年八雲町条例第15号)の一
 部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控 除) 第34条の9 略 2 前項の規定により控除されるべき額で 同項の所得割の額から控除することがで きなかった金額があるときは、当該控除す ることができなかった金額は、令第48条の 9の3から第48条の9の6までに定める ところにより、同項の納税義務者に対しそ の控除することができなかった金額を還 付し、又は当該納税義務者の<u>同項の確定申 告書に係る年の末日の属する年度の翌年 度分の個人の道民税若しくは町民税に充 当し、若しくは当該納税義務者の未納に係 る徴収金に充当する。</u></p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控 除) 第34条の9 略 2 前項の規定により控除されるべき額で 同項の所得割の額から控除することがで きなかった金額があるときは、当該控除す ることができなかった金額は、令第48条の 9の3から第48条の9の6までに定める ところにより、同項の納税義務者に対しそ の控除することができなかった金額を還 付し、又は<u>当該控除することができなかつ た金額のうち法第314条の9第2項後段に 規定する還付をすべき金額により当該納 税義務者の前項の確定申告書に係る年の 末日の属する年度の翌年度分の個人の道 民税、個人の町民税若しくは森林環境税を 納付し、若しくは納入し、若しくは当該納 税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若</u></p>

3 略	しくは納入する。 3 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八雲町税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中八雲町税条例第82条第1号二の改正規定及び附則第4条第1項の規定（新条例附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第1条中八雲町税条例第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2の第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中八雲町税条例第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の八雲町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以降の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき八雲町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）

に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号二及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の八雲町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

令和5年6月7日提出

八雲町長 岩村克詔

八雲町火災予防条例の一部を改正する条例

八雲町火災予防条例(平成17年八雲町条例第156号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、<u>分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)</u>の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては、この限りでない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。<u>ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p>

(3) ~ (5) 略

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8) ~ (10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分）をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 及び (15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 及び (18) 略

2 略

い。

(3) ~ (5) 略

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8) ~ (10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 及び (15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

(18) 及び (19) 略

2 略

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 略

(喫煙等)

第23条 略

2 略

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 第1項の消防長又は消防署長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 略

(喫煙等)

第23条 略

2 略

3 第1項の消防長又は消防署長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇

<p>等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6及び7 略</p> <p><u>別表第7（第23条関係）</u></p>	<p>場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長又は消防署長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6及び7 略</p> <p><u>別表第7 削除</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の八雲町火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当面の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年6月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 4 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 町道咲来線道路改良工事
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 130,240,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 二海郡八雲町野田生 181 番地
株式会社 河井工業
代表取締役 河 井 善 雄
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和 5 年 6 月中

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 5 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 町道咲来線道路舗装工事
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 3 契 約 の 金 額 132,550,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 二海郡八雲町本町 220 番地 2
株式会社 ツバメ工業株式会社
代表取締役 見 崎 久 資
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和 5 年 6 月中

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 6 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 熊石総合センター大規模改修工事（建築主体）
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 115,720,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 黒島・熊谷特定建設工事共同企業体
代表者
二海郡八雲町山越 115 番地の 4
株式会社 黒島建設
代表取締役 長 嶺 和 則
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和 5 年 6 月中

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 7 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 東野地区地域会館新築工事（建築主体）
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 80,297,800 円
- 4 契 約 の 相 手 方 高橋・吉野特定建設工事共同企業体
代表者
二海郡八雲町住初町 117 番地
高橋組土建 株式会社
代表取締役 高 橋 米 子
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和 5 年 6 月中

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 除雪ドーザ（11 t 級） 1 台
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる
- 3 取得の金額 36,850,000 円
- 4 契約の相手方 北斗市追分 3 丁目 2 番 3 号
北海道川崎建機株式会社函館支店
支店長 黒 澤 良 彦

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 9 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 新基準防火衣 35 着
- 2 取得の方法 契約の定めるところによる
- 3 取得の金額 14,988,490 円
- 4 取得の相手方 札幌市中央区北 13 条西 17 丁目 1 番 36 号
株式会社 ムラカミ
代表取締役 村上 和 樹

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 10 号

損害賠償額の決定について

町は、国営土地改良事業「ユーラップ地区国営農地再編整備事業」における受益者分担金について、債権の時効完成に伴う徴収権の消滅事実を把握せず徴収した分担金の返還金及びこれに対応する遅延損害金を国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 502,144 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町 * * * * * * *
* * * * |

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 11 号

損害賠償額の決定について

町は、国営土地改良事業「ユーラップ地区国営農地再編整備事業」における受益者分担金について、債権の時効完成に伴う徴収権の消滅事実を把握せず徴収した分担金の返還金及びこれに対応する遅延損害金を国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | | |
|---|----------|------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 1,270,150 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町*****
* * * * |

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 12 号

辺地に係る総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、熊石相沼、熊石関内及び山崎辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙により変更する。

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

変更 (計画期間 令和2年度から令和6年度まで)

(単位：千円)

辺地名 (辺地度 点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支出金	道 支出金	辺地債	その 他	一般財源
熊 石 相 沼 (171点)	経営近代化施設 (中山間地域総合整備)	12,150			12,100		50
	経営近代化施設 (農地耕作条件改善)	36,530	20,091	5,114	7,600		3,725
	消防施設 (耐震性貯水槽整備)	10,989	2,743		8,200		46
	消防施設 (消防格納庫整備)	34,801			34,700		101
	道路 (中の橋長寿命化)	82,425	50,773		31,600		52
	道路 (冷水橋長寿命化)	(27,652) 13,000	(16,879) 8,008		(10,700) 4,900		(73) 92
	集会施設 (地域会館新築)	214,060			213,900		160
	集会施設 (熊石総合センター 整備)	(169,518) 122,949			(169,400) 122,900		(118) 49
	下水道 (熊石浄化センター 整備)	330,800	239,900		74,300		16,600
		計	(918,925) 857,704	(330,386) 321,515	5,114	(562,500) 510,200	

変更 (計画期間 令和2年度から令和6年度まで)

(単位：千円)

辺地名 (辺地度 点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支出金	道 支出金	辺地債	その 他	一般財源
熊 石 関 内 (125点)	道路 (関内橋長寿命化)	30,500	18,788		11,700		12
	道路 (はしごの沢橋長寿命化)	13,000	8,008		4,900		92
	集会施設 (地域会館新築)	118,157			115,900		2,257
	消防施設 (消防格納庫整備)	(33,004)			(32,900)		(104)
	計	(194,661) 161,657		26,796		(165,400) 132,500	

変更 (計画期間 令和3年度から令和7年度まで)

(単位：千円)

辺地名 (辺地度 点数)	施設名	事業費	財 源 内 訳				
			国 庫 支出金	道 支出金	辺地債	その 他	一般財源
山 崎 (126点)	消防施設 (消防車両整備)	35,023			33,700		1,323
	道路 (山崎宮前橋長寿命化)	9,500	5,852		3,600		48
	経営近代化施設 (中山間地域総合整備)	(42,779) 13,500			(42,700) 13,400		(79) 100
	計	(87,302) 58,023		5,852		(80,000) 50,700	

議案第 13 号

八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき策定した八雲町過疎地域持続的発展市町村計画（令和3年9月15日策定）を別紙のとおり変更する。

令和5年6月7日提出

八雲町長 岩村克詔

過疎地域持続的発展市町村計画【変更】

市町村名：八雲町

区分	頁	行数	変更前	変更後																												
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	28	11	<p>(2) その対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 路線バス等公共交通機関の確保 北海道新幹線新函館北斗・札幌間の早期整備促進 橋梁長寿命化修繕事業（目標値：橋梁18橋） 除排雪体制の充実 除雪機械の整備（目標値：除雪機械13台） 農道・集落道整備事業（目標値：農道保全工 L=300m） 	<p>(2) その対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 路線バス等公共交通機関の確保 北海道新幹線新函館北斗・札幌間の早期整備促進 橋梁長寿命化修繕事業（目標値：橋梁18橋） 除排雪体制の充実 除雪機械の整備（目標値：除雪機械13台） 農道・集落道整備事業（目標値：農道保全工 L=300m） 森林基幹道豊津黒岩線開設事業（目標値：林道保全工 L=1,341m） 																												
5 交通施設の整備、 交通手段の確保	28	33	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 農道</td> <td>基幹農道整備事業 L=1,890m、法面保護工4ヶ所</td> <td>道</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農道・集落道整備事業</td> <td>道</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	① 農道	基幹農道整備事業 L=1,890m、法面保護工4ヶ所	道			農道・集落道整備事業	道		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名 (施設名)</th> <th>事業内容</th> <th>事業 主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 農道</td> <td>基幹農道整備事業 L=1,890m、法面保護工4ヶ所</td> <td>道</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農道・集落道整備事業</td> <td>道</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 林道</td> <td>森林基幹道豊津黒岩線開設事業</td> <td>道</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	② 農道	基幹農道整備事業 L=1,890m、法面保護工4ヶ所	道			農道・集落道整備事業	道		③ 林道	森林基幹道豊津黒岩線開設事業	道	
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																													
① 農道	基幹農道整備事業 L=1,890m、法面保護工4ヶ所	道																														
	農道・集落道整備事業	道																														
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																													
② 農道	基幹農道整備事業 L=1,890m、法面保護工4ヶ所	道																														
	農道・集落道整備事業	道																														
③ 林道	森林基幹道豊津黒岩線開設事業	道																														
6 生活環境の整備	31	28	<p>② 廃棄物処理施設の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源ごみ排出の抑制 生ごみ分別の促進 	<p>② 廃棄物処理施設の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源ごみ排出の抑制 生ごみ分別の促進 南部松山衛生処理組合負担金（目標値：焼却施設中央監視操作盤調節計・中央制御装置の更新） 																												
6 生活環境の整備	32	21	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>職員住宅解体事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業概要</td> <td>熊石職員住宅の建築年度は昭和43年から昭和60年となり、老朽化が目立ち、入居者もいない状況から計画的に解体整理をしようとするものです。</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>数値・単位 解体する棟数 9棟12戸</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	職員住宅解体事業	事業概要	熊石職員住宅の建築年度は昭和43年から昭和60年となり、老朽化が目立ち、入居者もいない状況から計画的に解体整理をしようとするものです。	目標値	数値・単位 解体する棟数 9棟12戸	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>職員住宅解体事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業概要</td> <td>熊石職員住宅の建築年度は昭和43年から昭和60年となり、老朽化が目立ち、入居者もいない状況から計画的に解体整理をしようとするものです。</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>数値・単位 解体する棟数 9棟13戸</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	職員住宅解体事業	事業概要	熊石職員住宅の建築年度は昭和43年から昭和60年となり、老朽化が目立ち、入居者もいない状況から計画的に解体整理をしようとするものです。	目標値	数値・単位 解体する棟数 9棟13戸																
事業名	職員住宅解体事業																															
事業概要	熊石職員住宅の建築年度は昭和43年から昭和60年となり、老朽化が目立ち、入居者もいない状況から計画的に解体整理をしようとするものです。																															
目標値	数値・単位 解体する棟数 9棟12戸																															
事業名	職員住宅解体事業																															
事業概要	熊石職員住宅の建築年度は昭和43年から昭和60年となり、老朽化が目立ち、入居者もいない状況から計画的に解体整理をしようとするものです。																															
目標値	数値・単位 解体する棟数 9棟13戸																															

6	生活環境の整備	33	25	事業名 (施設名) (3) 廃棄物処理施設	事業内容	事業 主体	備考
		その他		資源ごみ排出の抑制 生ごみ分別の促進	町 町		
6	生活環境の整備	33	39	事業名 (施設名) 危険施設撤去	事業内容 職員住宅解体事業 ・職員住宅9棟13戸を解体します。 ・倒壊等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。	事業 主体	備考
		34		事業名 (施設名) 別事業 危険施設撤去	事業内容 鮎川公衆トイレ解体事業 ・倒壊等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。	町	
6	生活環境の整備	34	35	事業名 (施設名) (7) 過疎地域持続的発展特 別事業 危険施設撤去	事業内容 鮎川公衆トイレ解体事業 ・倒壊等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進。	事業 主体	備考
		38		事業名 (施設名) (8) 廃棄物処理施設	事業内容 資源ごみ排出の抑制 生ごみ分別の促進 南部益山衛生処理組合負担金	町 町 南部益山 衛生処理 組合	
8	医療の確保	33	32	事業名 (施設名) (2) その対策	事業内容 地域医療体制の充実 ・医療確保対策事業 ・歯科診療所医療体制の充実 ・熊石国民健康保険病院建替事業 ・八雲総合病院東棟給湯管改修事業 (目標値：給湯管の更新)	事業 主体	備考
		38		事業名 (施設名) (2) その対策	事業内容 地域医療体制の充実 ・医療確保対策事業 ・歯科診療所医療体制の充実 ・熊石国民健康保険病院建替事業 ・八雲総合病院東棟給湯管改修事業 (目標値：給湯管の更新) ・八雲総合病院院内保育所冷房設備整備事業 (目標値：冷房整備) ・八雲総合病院巡回診療事業 (目標値：巡回診療車の更新) ・八雲総合病院勤怠管理システム整備事業 (目標値：システム導入)	町	

8 医療の確保	28	事業名 (施設名) (1)診療施設 病院	事業内容 (略) 八雲総合病院院内保育所保育設備整備事業	事業主体 町	備考
	29				
	30				
9 教育の振興	42	(2) その対策 ①学校教育の対策 ・八雲中学校大規模（長寿命化）改修事業（目標値：改修工事の実施） ・スクールバス整備事業（目標値：5台更新） ・地域高等学校教育への支援 ・教職員住宅整備事業（目標値：教職員住宅の整備更新の実施）			
9 教育の振興	43	事業名 (施設名) (1) 学校教育関連施設 校舎	事業内容 八雲中学校大規模（長寿命化）改修事業 熊石小学校大規模改修事業	事業主体 町 町	備考
	18	事業名 (施設名) スクール・ポイント	事業内容 スクールバス整備事業	事業主体 町	
	50	事業名 (施設名) (7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	事業内容 (略) 鮎川公衆トイレ解体事業	事業主体 町	備考 倒壊等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進
資料 過疎地域持続的発展特別事業分 事業計画	22	事業名 (施設名) (7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去	事業内容 (略) 鮎川公衆トイレ解体事業 人新スポーツ公園トイレ解体事業	事業主体 町 町	備考 倒壊等の事故や火災、犯罪等を未然に防ぎ、町民が安全で安心して暮らすことができる環境整備の推進

議案第 14 号

令和 5 年度八雲町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度八雲町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 494,890 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,450,429 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 1,394,357	千円 189,437	千円 1,583,794
	2 国庫補助金	659,827	189,437	849,264
19 繰入金		2,571,376	232,586	2,803,962
	1 基金繰入金	2,571,376	232,586	2,803,962
20 繰越金		16,417	72,867	89,284
	1 繰越金	16,417	72,867	89,284
歳 入 合 計		15,955,539	494,890	16,450,429

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 2,833,407	千円 60,823	千円 2,894,230
	1 総務管理費	2,776,775	60,823	2,837,598
3 民生費		2,444,949	204,671	2,649,620
	1 社会福祉費	1,530,501	90,154	1,620,655
	2 児童福祉費	914,448	114,517	1,028,965
6 農林水産業費		901,286	157,938	1,059,224
	1 農業費	238,782	138,823	377,605
	2 林業費	185,249	19,115	204,364
7 商工費		364,674	13,722	378,396
	1 商工費	364,674	13,722	378,396
10 教育費		1,591,990	55,963	1,647,953
	4 社会教育費	94,688	55,963	150,651
13 諸支出金		21,831	1,773	23,604
	1 諸費	21,831	1,773	23,604
歳 出	合 計	15,955,539	494,890	16,450,429

第2表

債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
八雲町役場庁舎等新築工事実施設計業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	84,799
八雲町役場庁舎等ZEB化検討支援業務委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	589

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	1,394,357	189,437	1,583,794
19 繰入金	2,571,376	232,586	2,803,962
20 繰越金	16,417	72,867	89,284
歳入合計	15,955,539	494,890	16,450,429

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,833,407	60,823	2,894,230
3 民生費	2,444,949	204,671	2,649,620
6 農林水産業費	901,286	157,938	1,059,224
7 商工費	364,674	13,722	378,396
10 教育費	1,591,990	55,963	1,647,953
13 諸支出金	21,831	1,773	23,604
歳出合計	15,955,539	494,890	16,450,429

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 源 その 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
947	0	55,077	4,799
143,720	0	0	60,951
0	0	0	157,938
0	0	0	13,722
44,770	0	11,193	0
0	0	0	1,773
189,437	0	66,270	239,183

2 歳 入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	5,847	947	6,794
2 民生費国庫補助金	42,498	143,720	186,218
6 教育費国庫補助金	229,120	44,770	273,890
計	659,827	189,437	849,264

19 款 繰入金

1 項 基金繰入金

	千円	千円	千円
1 財政調整基金繰入金	250,000	150,000	400,000
2 ふるさと応援基金繰入金	2,297,484	27,509	2,324,993
4 公共施設整備基金繰入金	0	55,077	55,077
計	2,571,376	232,586	2,803,962

20 款 繰越金

1 項 繰越金

	千円	千円	千円
1 繰越金	16,417	72,867	89,284
計	16,417	72,867	89,284

節		説 明	
区 分	金 額		
1 戸籍住民基本台帳 費補助金	千円 947	個人番号カード交付事務費補助金	千円 947
1 社会福祉費補助金	55,806	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	55,806
2 児童福祉費補助金	87,914	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 出産・子育て応援交付金	77,723 9,036 1,155
3 社会教育費補助金	44,770	アイヌ政策推進交付金	44,770

1 財政調整基金繰入金	千円 150,000	財政調整基金繰入金	千円 150,000
1 ふるさと応援基金繰入金	27,509	ふるさと応援基金繰入金	27,509
1 公共施設整備基金繰入金	55,077	公共施設整備基金繰入金	55,077

1 前年度繰越金	千円 72,867	前年度繰越金	千円 72,867

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 158,666	千円 58,229	千円 216,895	千円 947	千円	千円 55,077	千円 2,205
17 避難民受入費	13,653	2,594	16,247				2,594
計	2,776,775	60,823	2,837,598	947	0	55,077	4,799

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

8 低所得世帯支援給付金給付事業費	千円 0	千円 90,154	千円 90,154	千円 55,806	千円	千円	千円 34,348
計	1,530,501	90,154	1,620,655	55,806	0	0	34,348

節		説 明	
区 分	金 額		
1 報酬	千円 679	会計年度任用職員事務員報酬	千円 679
4 共済費	143	社会保険料	143
8 旅費	125	会計年度任用職員事務員通勤旅費	125
10 需用費	1,705	庁舎建物等修繕料	1,705
12 委託料	55,577	八雲町役場庁舎等新築工事実施設計業務委託料 八雲町役場庁舎等ZEB化検討支援業務委託料 八雲町役場庁舎等執務環境プラン策定支援業務委託料	55,077 307 193
10 需用費	2,594	機械器具等修繕料	2,594

3 職員手当等	千円 798	時間外勤務手当	千円 798
10 需用費	233	消耗品費 印刷製本費	99 134
11 役務費	1,138	運搬料 口座振替等手数料	808 330
12 委託料	3,985	システム改修業務委託料	3,985
19 扶助費	84,000	低所得世帯生活支援給付金	84,000

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 児童措置費	千円 799,417	千円 114,517	千円 913,934	千円 87,914	千円	千円	千円 26,603
計	914,448	114,517	1,028,965	87,914	0	0	26,603

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

4 畜産業費	千円 12,272	千円 138,823	千円 151,095	千円	千円	千円	千円 138,823
計	238,782	138,823	377,605	0	0	0	138,823

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

3 町有林及び分収造林費	千円 55,100	千円 19,115	千円 74,215	千円	千円	千円	千円 19,115
計	185,249	19,115	204,364	0	0	0	19,115

7 款 商工費

1 項 商工費

3 観光開発費	千円 59,669	千円 13,722	千円 73,391	千円	千円	千円	千円 13,722
計	364,674	13,722	378,396	0	0	0	13,722

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 616	時間外勤務手当	千円 616
10 需用費	261	消耗品費	117
		印刷製本費	144
11 役務費	533	運搬料	303
		口座振替等手数料	230
12 委託料	4,607	システム改修業務委託料	4,607
19 扶助費	108,500	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金	8,500
		子育て世帯生活支援給付金	100,000

16 公有財産購入費	千円 138,823	農地等購入費	千円 138,823
------------	---------------	--------	---------------

16 公有財産購入費	千円 19,115	林地等購入費	千円 19,115
------------	--------------	--------	--------------

18 負担金補助及び交付金	千円 13,722	鉛川レクリエーションセンター老朽化対策事業補助金	千円 13,722
---------------	--------------	--------------------------	--------------

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
5 郷土資料館費	千円 6,282	千円 55,963	千円 62,245	千円 44,770	千円	千円 11,193	千円
計	94,688	55,963	150,651	44,770	0	11,193	0

13 款 諸支出金

1 項 諸費

3 賠償金	千円 0	千円 1,773	千円 1,773	千円	千円	千円	千円 1,773
計	21,831	1,773	23,604	0	0	0	1,773

節		説	明
区	分		
12	委託料	千円 55,963	千円 55,963 アイヌ文化財保存活用業務委託料

21	補償補填及び賠償金	千円 1,773	千円 1,498 275 ユーラップ地区国営農地再編事業 受益者分担金損害賠償金 受益者分担金支払遅延損害金

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(279) 239	366,890	872,317	637,513	1,876,720	511,235	2,387,955	
補正前	(278) 239	366,211	872,317	636,099	1,874,627	511,092	2,385,719	
比較	(1)	679		1,414	2,093	143	2,236	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後	25,902	33,886	71,967	18,702	432	3,204	22,982		224,133
	補正前	25,902	33,886	70,553	18,702	432	3,204	22,982		224,133
	比較			1,414						
	区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直当	単身赴任当	児童手当	合計	
	補正後	185,478	22,280	9,672	4,506	79		14,290	637,513	
	補正前	185,478	22,280	9,672	4,506	79		14,290	636,099	
	比較								1,414	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(12) 239		872,317	563,000	1,435,317	440,277	1,875,594	
補正前	(12) 239		872,317	561,586	1,433,903	440,277	1,874,180	
比較				1,414	1,414		1,414	

(単位：千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外勤務手当	管理職員手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	地域手当	期末手当
	補正後	25,902	33,886	71,967	18,702	432	3,204	22,982		184,406
	補正前	25,902	33,886	70,553	18,702	432	3,204	22,982		184,406
	比較			1,414						
	区分	勤勉手当	寒冷地手当	通勤手当	特殊勤務手当	宿日直当	単身赴任当	児童手当	合計	
	補正後	152,759	20,213	9,672	4,506	79		14,290	563,000	
	補正前	152,759	20,213	9,672	4,506	79		14,290	561,586	
	比較								1,414	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等	計			
補 正 後	(267)	366,890		74,513	441,403	70,958	512,361	
補 正 前	(266)	366,211		74,513	440,724	70,815	511,539	
比 較	(1)	679			679	143	822	

(単位：千円)

職員手当等 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後									39,727
	補正前									39,727
	比 較									
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	単身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	32,719	2,067							74,513
	補正前	32,719	2,067							74,513
比 較										

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	679	その他の増減分	イ 会計年 度任用職員 ・報酬	679 ◎マイベスト申込支援事業 に係る会計年度任用職員 ・報酬679
職 員 手 当 等	1,414	その他の増減分	ア 会計年 度任用職員 以外の職員 ・時間外 勤務手当	1,414 ◎低所得世帯支援給付金 給付事業に係る会計年度 任用職員以外の職員 ・時間外勤務手当798 ◎子育て世帯生活支援特 別給付金給付事業に係る 会計年度任用職員以外の 職員 ・時間外勤務手当369 ◎子育て世帯への給付金 給付事業に係る会計年度 任用職員以外の職員247
共 済 費	143	その他の増減分	イ 会計年 度任用職員 ・社会 保険料	143 ◎マイベスト申込支援事業 に係る会計年度任用職員 ・社会保険料143

債務負担行為補正に関する調書

2 その他の債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額	4年度末までの支出額 (見込)額	5年度支出予定額	6年度以降の支出予定額					
					金額	国支出	道金	地方債	その他の特定財源	一般財源
八雲町役場庁舎等新築工事実施設計業務委託料	自：令和5年度 至：令和6年度	84,799								
現況	自：令和5年度 至：令和6年度	84,799			84,799					84,799
八雲町役場庁舎等ZEB化検討支援業務委託料	自：令和5年度 至：令和6年度	589								
現況	自：令和5年度 至：令和6年度	589			589					589

議案第 15 号

令和 5 年度八雲町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度八雲町の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	379,510千円	835千円	380,345千円
第 2 項 営業外収益	119,707千円	835千円	120,542千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	391,242千円	885千円	392,127千円
第 2 項 営業外費用	31,580千円	885千円	32,465千円

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和5年度 八雲町水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 水道事業 収 益			379,510	835	380,345			
	2. 営業外収益		119,707	835	120,542			
		3. 雑収益	8,795	835	9,630	雑収益	835	損害賠償保険金 835
収入合計			379,510	835	380,345			

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 水道事業 費 用			391,242	885	392,127			
	2. 営業外費用		31,580	885	32,465			
		4. 雑支出	0	885	885	雑支出	885	損害賠償金 885
支出合計			391,242	885	392,127			

令和5年度八雲町水道事業会計
 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

区 分	金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△ 14,765
減価償却費	201,765
資産減耗費	11,441
賞与引当金の増減額	21
法定福利費引当金の増減額	11
長期前受金戻入額	△ 104,657
支払利息	19,580
未収金の増減額 (△は増加)	△ 298
未払金の増減額 (△は減少)	△ 1,250
小 計	111,848
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△ 19,580
業務活動によるキャッシュ・フロー	92,268
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 126,288
無形固定資産の取得による支出	△ 225
補償金による収入	40,225
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 86,288
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	100,000
一時借入金の返済による支出	△ 100,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	69,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 134,639
一般会計からの出資による収入	37,586
一般会計からの補助による収入	17,923
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,930
資金増加額 (又は減少額)	△ 3,950
資金期首残高	548,931
資金期末残高	544,981

令和5年度 八雲町水道事業会計予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		113,110	
ロ 建 物	243,755		
同上減価償却累計額	<u>△ 62,090</u>	181,665	
ハ 構 築 物	6,297,707		
同上減価償却累計額	<u>△ 3,117,828</u>	3,179,879	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,630,572		
同上減価償却累計額	<u>△ 1,116,769</u>	513,803	
ホ 車 輦	2,055		
同上減価償却累計額	<u>△ 1,850</u>	205	
ヘ 工 具 及 び 備 品	14,334		
同上減価償却累計額	<u>△ 12,789</u>	1,545	
有形固定資産合計			3,990,207
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		51	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア		575	
無形固定資産合計			<u>626</u>
固定資産合計			3,990,833
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		544,981	
(2) 未 収 金		17,230	
(3) 貯 蔵 品		542	
流動資産合計			<u>562,753</u>
資 産 合 計			<u><u>4,553,586</u></u>

負 債 の 部

(単位：千円)

3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債		
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,298,108	
企 業 債 合 計		1,298,108
固 定 負 債 合 計		1,298,108
4. 流 動 負 債		
(1) 企 業 債		
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	123,588	
企 業 債 合 計		123,588
(2) 未 払 金		2,750
(3) 前 受 金		12
(4) 引 当 金		
イ 賞 与 引 当 金	2,576	
ロ 法定福利費引当金	514	
引 当 金 合 計		3,090
流 動 負 債 合 計		129,440
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金		
イ 補 助 金	1,211,510	
ロ 他会計負担金	47,244	
ハ 工事負担金	639,814	
ニ 受贈財産評価額	1,201,727	
ホ その他長期前受金	137,507	
長 期 前 受 金 合 計		3,237,802
(2) 長期前受金収益化累計額		
イ 補 助 金	△ 802,141	
ロ 他会計負担金	△ 37,750	
ハ 工事負担金	△ 407,423	
ニ 受贈財産評価額	△ 245,238	
ホ その他長期前受金	△ 137,507	
長期前受金収益化累計額合計		△ 1,630,059
繰 延 収 益 合 計		1,607,743
負 債 合 計		3,035,291

資 本 の 部

6. 資 本 金		
(1) 資 本 金		
資 本 金 合 計	883,188	883,188
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 他会計負担金	2,107	
ロ 工事負担金	52,999	
ハ 補 助 金	2,686	
資 本 剰 余 金 合 計		57,792
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	72,500	
ロ 当年度未処分利益剰余金	504,815	
利 益 剰 余 金 合 計		577,315
剰 余 金 合 計		635,107
資 本 合 計		1,518,295
負 債 資 本 合 計		4,553,586

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 20 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 4 年 2 月 23 日、札幌市東区北 15 条西 1 丁目付近交差点において、出張診療医師を送迎するため町有自動車で行中、矢印信号の表示を見誤り右折しようとしたため、対向車線を走行中の相手方車両と衝突し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 損害賠償の額 | 5,692,850 円（対人賠償） |
| 2 損害賠償の相手方 | 札幌市*****
* * * * |

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 8 日

八雲町長 岩 村 克 詔

八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年八雲町条例第36号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略 <u>（感染症防疫救済作業手当の特例）</u></p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって別に定めるものに従事したときは、感染症防疫救済作業手当を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円とし、廃棄物処理など簡易な業務のみに従事した場合は、1,500円）とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 及び 2 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 1 号

令和 4 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 4 年度八雲町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和4年度八雲町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						調定 未済額	調定済 未収入額	
2	総務費	1 総務管理費	新役場庁舎等整備事業	49,698	49,698			49,698
6	農林水産業費	1 農業費	草地畜産基盤整備事業	8,550	8,550		8,460	90
			中山間地域総合整備事業	16,200	16,200		16,200	
8	土木費	4 都市計画費	真萩ポンプ場長寿命化計画事業	2,200	2,200		1,100	1,100
合 計				76,648	76,648		25,760	50,888

報告第 2 号

令和 4 年度八雲町下水道事業特別会計繰越明許費に係る
歳出予算の繰越について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、令和 4 年度八雲町下水道事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和4年度八雲町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						調定 未済額	調定済 未収入額	
2 施設費	1 施設整備費	公共下水道下水処理場改築更新事業	57,940	57,940		55,050		2,890
		熊石地区特定環境保全公共下水道下水処理場改築更新事業	15,800	15,800		14,890		910
合 計			73,740	73,740		69,940		3,800

報告第 3 号

令和 4 年度八雲町農業集落排水事業特別会計繰越明許費に係る
歳出予算の繰越について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、
令和 4 年度八雲町農業集落排水事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰
越について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和4年度八雲町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						調定 未済額	調定済 未収入額	
1 総務費	1 総務管理費	農業集落排水施設 下水処理場改築更新事業	21,590	21,590		20,395		1,195
合 計			21,590	21,590		20,395		1,195

